

邑南町再エネ最大限導入計画策定業務委託 仕様書

本仕様書は、邑南町（以下、「本町」という。）が行う邑南町再エネ最大限導入計画策定業務委託（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 事業名

邑南町再エネ最大限導入計画策定事業

2. 事業の目的

本町は、令和3年3月に「邑南町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、二酸化炭素の排出抑制を制約と捉えるのではなく、今後の経済成長の足掛かりと位置づけ、環境と経済を両立した住みよい邑南町を目指し、取り組んでいくこととしている。

環境と経済を両立に向け、エネルギーの地産地消と地域内経済循環を推進していくとともに、脱炭素社会の実現に向けた具体的戦略が必要不可欠であると認識している。

本業務では、2050年脱炭素社会の実現に向け、邑南町の地域特性や再エネの導入ポテンシャル等に関する調査・分析を行い、関係機関と調整の上、具体的目標や戦略策定に関する検討・提案を行う。

3. 業務内容

邑南町の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ業務内容は以下のとおりとする。なお、調査結果は、地方公共団体実施計画（区域施策編）に反映するため、その旨を考慮して業務を実施すること。

（1）エネルギー消費量の現状把握と将来予測

これまでのエネルギー消費状況について、分野ごとに把握し、BAU並びに将来人口や産業構造、省エネ対応等の各種パラメータを基に、2030年、2040年、2050年までのエネルギー消費量の推計を実施する。

（2）省エネ方法の洗い出しと効果検証

エネルギー消費量の将来予測をする上で省エネ対策の効果を考慮し、各部門での省エネ対策の内容とその効果について整理した上で、各種対策の取り組み優先度を検討する。また、省エネ対策による導入効果を推計し、取り組み度合いに応じたシナリオを作成すること。

（3）基礎情報の収集

邑南町の自然・経済・社会に関する条件を考慮し、再エネの導入の状況・ポテンシャル量などについて基礎情報の調査を行い、現状分析すること。

また、庁内関係部署及び庁内関係機関、町民などの意見集約し、3回以上の協議会を实

施し、調査方針・内容の共有を行い、必要に応じて追加調査を行うこと。

(4) 再エネポテンシャルの把握とロードマップ作成

二酸化炭素排出量の将来推計を踏まえ、2050年脱炭素社会の実現に向けたロードマップ及び複数のシナリオを作成すること。脱炭素社会に向けたシナリオについては、分野ごとの目標・方策・課題を示すこと。

また、以下の調査結果を盛り込むこと。

[太陽光発電]

- ・既設の太陽光発電所の把握 (FIT 電源、卒FIT 電源、FIT 外電源)
- ・計画中の太陽光発電所の把握 (FIT 電源、FIT 外電源)
- ・公共施設等の屋根への太陽光発電の設置 (PPA 事業等による自家消費と余剰電力の町内利用)
- ・町の遊休地の把握 (オフライン PPA 事業による町内利用)
- ・ソーラーシェアリングの導入ポテンシャルの把握
- ・2050年までの導入計画の策定

FIT 電源に関しては、環境価値であるトラッキング付非化石証書として地域新電力として活用できる可能性や、FIT 終了時の地域電源として活用できる可能性を秘めているため、調査対象とする。

[木質バイオマス]

- ・町内の木質バイオマス (間伐材、剪定枝、建設廃棄物等) の発生量の把握
- ・木質バイオマス (間伐材や林地残材) の賦存量と有効利用可能量の把握
- ・ポテンシャルの増加に必要な対策の効果検討とポテンシャル増加の将来推計
- ・木質バイオマスのエネルギー転換技術の情報整備
- ・熱需要先 (公共施設) の調査
- ・2050年までの導入計画の策定

[水力発電]

- ・マイクロ水力発電の導入候補地の把握
- ・各候補地における発電規模、発電量の試算
- ・2050年までの導入計画の策定

[風力発電]

- ・風速等の導入候補地の把握
- ・各候補地における発電規模、発電量の試算
- ・2050年までの導入計画の策定

(5) 持続可能な再エネ利活用のビジネスモデル検討

(1) から (4) の成果に基づき、需要と供給のバランスを考慮した邑南町に最適な持続可能な再エネ利活用のビジネスモデルを検討すること。

- ・再エネ導入に関わるビジネスモデルや法制度等の情報収集すること。

- ・各ビジネスモデルの事業性評価やメリット／デメリットを定量的なデータや定性的な情報に基づき整理すること。
- ・ビジネスモデルに対し、積極的に関係者が参画できる仕掛けを行い、実現性を担保すること。
- ・SDGsの視点を踏まえた「環境・経済・社会」の3側面からの効果の算定を行うこと。

4. 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

5. 成果品

- (1) 成果品は次のとおりとし、邑南町地域みらい課へ納入する。
 - ・業務報告書 10部
 - ・業務報告書 概要版 20部
 - ・上記及び調査関連データ含む電子データ（CD-RまたはDVD-R）
- (2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町が保有するものとする。
- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、本仕様書に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしたりしてはならない。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本町からの資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議の上で貸与を受けること。なお、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。